

164-参-予算委員会-7号 平成18年03月08日

※定率減税、グレーゾーン金利、タクシー問題、中核市問題等について質問

○辻泰弘君 予算委員会派遣第二班の調査につきまして御報告いたします。

第二班は、市川理事を団長とする十名で編成され、二月十五日から同月十七日までの三日間、福岡、広島の両県を訪れ、九州及び中国地方の産業経済の動向、両県の財政・経済状況等について概況説明を聴取するとともに、福岡県では九州国立博物館の運営状況、ロボット産業の状況、新北九州空港の整備状況について、広島県では自動車産業の状況、独立行政法人の運営状況について調査を行ってまいりました。

北部九州地域の経済動向は、生産活動においては、鉄鋼や自動車などを中心に堅調に推移しており、輸出もアジア、アメリカ向けが好調で増加が続き、個人消費についても持ち直しの動きが見られる、雇用については、失業率が依然として高水準であり、求人等に地域差が見られるものの、総じて緩やかな改善が続いており、こうしたことから、地域経済は全体としては回復しているとのことであります。

福岡県の財政状況は、財政力指数が平成十六年度で〇・五二と全国に比べると高い水準にありますが、財政改革の取組として、平成十四年度から十八年度にかけて、人件費の総額抑制や事務事業の再構築などにより、千六百億円の収支改善を目標とした計画が実施されており、また、少子化対策としては、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業等を登録し、広く県民に紹介するとともに、金融機関と連携して、このような企業に対する融資に際し優遇金利を適用するなどの対策を進めているとのことであります。

次に、中国地方の景気動向は、原材料価格の動向や輸出環境の変化に注視する必要があるものの、生産、雇用、個人消費など、いずれも改善の動きを示しており、おおむね回復しているが、同地方の山陽側と山陰側では雇用の改善の動きなどに差が見られ、山陰側では公共事業依存体質からの脱却が課題となっている、また、金融情勢に関しては、いずれの金融機関も健全性を確保しており、貸出し動向については昨年秋口から増加に転じているとのことであります。

広島県の財政につきましては、これまで県債の発行や基金の取崩しなどにより歳入不足を補ってきたが、平成十八年度末には財政調整的基金が底をつく見込みであり、県財政は予断を許さない厳しい状況になっているとのことであります。

なお、派遣団は、広島平和記念公園において犠牲者を追悼し、献花を行いました。

以上で第二班の派遣報告を終わります。

調査の詳細につきましては、これを本日の会議録に掲載されますようお願いいたしますと存じます。

以上でございます。

○委員長（小野清子君） 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

両班から提出されました報告書につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたします。

○委員長（小野清子君） 次に、辻泰弘君の質疑を行います。辻泰弘君。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

予算委員会でしか聞けない政策課題も多いわけでございますけれども、時間が限られておりますので、いつもながら足早に聞かせていただきますが、御了承いただきたいと存じ

ます。

まず、麻生外務大臣にお伺いしたいと思います。

一年半前に、かつて小泉総理のことについて単語の絶対量が不足していると外務大臣が御発言になった。そのときに、一年半前の本予算委員会において、私が、麻生大臣の場合にはむしろ単語の絶対量が多過ぎるんじゃないかと、このような御指摘をしたことがございますが、以来、一年半たってもなかなか改善の兆しが見られないんじゃないかと、このように思うわけでございます。

最近も、某国での会議中に葬式になると意味がないとか、天皇陛下の靖国参拝が一番だとか、北方四島の生活水準は低いとか、日本が義務教育をもたらしたおかげで旧植民地の教育水準が上がったとかいう発言がありまして、政府内でも、外務大臣発言にはいつもはらはらさせられると、無用な摩擦を招く発言は控えてほしいという指摘があるようでございますし、私もそのように思っておりますが、このような指摘をどのようにお受け止めになっ

○国務大臣（麻生太郎君） これは、丁寧に答弁をした方がよろしいのか、短く答弁をした方がよろしいのかによって大分説明の仕方が……（発言する者あり）長く、あっ、そう。長くということでございますので、それでは。

今四つほど伺いましたんで、まず中国の話だと思いますが、あの中国の経済発展に関しては、これは脅威ではなく好機であると記者クラブで正式に発表しておりますので、その点はアジアの戦略演説においてそのように説明をいたしておりますので、その部分はまず普通の人は聞いておられませんので、そこに関連をして出てきたところだと思っております。

軍事力の面につきましては、近代化の面やら、また増大を続けております国防費、仮に、よく言われます、四兆円とよく額が言われますけれども、四兆円をまあ年率一〇％で十七年間続けますと二十兆円になりますんで、今年は一四・七％まで行っておりましたんで更に大きなものになりますんで、そういったものの内容をやっぱり透明性を持たせないと、非常な勢いで脅威の観念が周辺国にも増大していくのではないかと申し上げたところで、その一部分だけ取られて脅威という話になったというのが経緯だと思っております。

それから、天皇陛下の話のことも思って言いましたけれども、私としては、天皇陛下のことを思って亡くなられた方々にとりまして、祭られている側の気持ちから想像をいたしますと、私どもとしては天皇陛下の参拝があってほしいと望んでおられるであろうと。そして、私としては、今このような状況で今上陛下にしゃにむに参拝をとということを申し上げていることではないんであって、少なくとも隣国からとか、またいろいろな形でごちゃごちゃ言われるような話ではなく……（発言する者あり）ごちゃごちゃ言われておるわけですから、国内からも。ですから、私はそのとおりだと思っておりますよ。

私どもとしては、こういったことに関しましては、少なくともいろんな形で国のために尊い命を投げ出した人たちに対して国家が最高の榮譽をもって祭るということを禁じている国などありません。したがって、そういった形でわだかまりなく祭れるような状況にするべきのが政治の責務として、天皇陛下の参拝があるように、含めてという問題提起をしたと申し上げております。

三つ目につきましては、教育水準の話だと思いますが、これはその場におられた、中国人の方々がおられましたので、その方々も聞いておられたかと思っておりますので、中国本土の方々ですが、これは台湾の偉い方々から聞いた話ですが、いわゆる日本の統治が始まったときには、少なくともこの地域においていわゆる義務教育というのはありませんでしたので、義務教育を普及させるということに全統治予算の約四五％だか八％だかを使ったという記録も残っておりました、あるそうで、日本は先生を七人、外国、当時の外国帰りの先生を七人送って全員殺されておる、全部お祭りはしてあるけれども。そういった努力をして、続けてもらったおかげで今日の台湾があり、名古屋大学、大阪大学をつくる前に台湾

大学を先につくってもらったんだと。

そういった例を引いて、感謝をしておるといふ話を、こういう例もあると申し上げたら、その分だけで、一部だけ取られて、日本のおかげでおまえらの教育水準は上がったじゃないかと。統治は正当化するような話になっておると。前後の脈絡が全然違うと思いますんで、当然のこととして私の方としては反論をさせてはいただいておりますけれども。

以上でありまして、長々時間をいただきましてありがとうございました。

○辻泰弘君 まあ、いずれにいたしましても、外務大臣としてこういった弁解とか説明をせないかぬこと自体、大変情けないことだと私は率直に言うて思うんですけども、総理になった場合の靖国参拝について問われて、真の国益を考えたら個人の利益より国益が優先すると、こう答えられたということなんですけれども、それはやっぱり総理であろうとも外務大臣であろうとも同じじゃないんですか。

○国務大臣（麻生太郎君） 同様の御質問は、去る十月の三十一日でしたか、外務大臣に就任をいたしましたときの記者会見で同様の質問をいただきました。そのときには、個人の信条と立場がいろいろあるんで、そのときになったら適切に判断をしてお答えをしております、今も適切に判断しておると思っております。

○辻泰弘君 私が申し上げたのはそのことじゃなくて、二月十九日のNHKで、総理になった場合の靖国参拝について、真の国益を考えたら個人の利益より国益を優先すると答えられたと、このことについてです。

○国務大臣（麻生太郎君） ちょっとテレビで何言ったか、よく出さされますんで、どのテレビだかちょっとよく、二月の十九日というとNHKかな。

○辻泰弘君 NHKです。

○国務大臣（麻生太郎君） NHKですかね、あれは。あの出たときの、靖国神社に関して、国益を、それは当然のことであって、個人の立場と国家の立場といろいろありますんで、個の利益か国益かを考えたら、それは公の、公人の立場にありました場合は公の利益を優先する、当然のことを答弁したと記憶します。

○辻泰弘君 いや、言っているのは、私はそのものは聞いていないんですけども、総理になった場合そうだとおっしゃったというから、それが事実だとすれば、それは総理であろうと外務大臣であろうと一緒にしないかということをおっしゃっているんです。

○国務大臣（麻生太郎君） この四か月間の対応を見ていただけると御理解いただけると存じますが。

○辻泰弘君 それを見て言っているつもりなんですけれどもね。

それで、先般の決算委員会での御発言がございました。無名なよりは悪名でも名前があった方がまだええというふうにおっしゃっているんですけども、これは外務大臣としても、世界において無名であるよりも悪名でも有名であった方がいいという、そういうことをおっしゃっているんですかね。

○国務大臣（麻生太郎君） 余り記憶力がないんで、記憶力が良けりゃ東大ぐらい行けていたんでしょうけれども、記憶力が余り良くないものですから、ちょっと今、谷垣さんに伺ったら、委員会の答弁だったそうなんですけれども。どなたか沖縄の方の、沖縄の方の、沖

縄の方……

○辻泰弘君 三月三日ですよ。この間ですよ。

○国務大臣（麻生太郎君） 三月三日、つい先月、いよいよアルツハイマーですな、三月三日に、悪名は無名より、ああ、あの例の沖縄の話。

ああ、沖縄の方が何か分からぬ言葉でいろいろ言われましたんで、これ何を言っておられるのかなと思ったら紙に書いてありましたんで、あれ見て、見てやっと分かった。見て、ああそういう意味かと思って分かったんですけども。読まなきゃとても分からなかったとは思いますが、読んで、ああそういう意味かと思って、いきなり今度は質問が回ってきたものですから、とにかくいろいろなことを言われましたんで、何か、安倍官房長官、谷垣財務大臣、それぞれえらくまともな話をぽっと言っておられましたんで、私の方も同じような話をするんで、まあ今風に言えばと申し上げて。

たしかあのときは、何か新聞に、とにかく私の、ちょっと正確な記憶はありませんけれども、毎日子供のときにおめえのじじいが死にゃあ日本良くなるよってこづき回されて育った子供の立場から言うと、新聞に褒められたら、けなされたやつの方が偉くなったというのは歴史として実感としていて、余り褒められたらええことはないなというような話をしたと記憶するんですが。

その前に、悪名は無名に勝る、それは確かに選挙なんかでよく使われるせりふなんだと思いますけれども、全然だれと言われるよりは、一応名前が通っていて、悪名であっても悪人かどうかは別の話だと思っておりますので、そのようにお答え申し上げました。

○辻泰弘君 いや、私は麻生さんが悪人だと思っているわけじゃないんですけども。私が御質問しましたのは、外務大臣として、世界に無名であるよりは悪名でも有名だった方がいいということにつながるのかということを行っているわけです。

○国務大臣（麻生太郎君） 日本の外務大臣がだれであるか全然分からないよりは、一応、ああと言って、どういう評判かはともかく、全然記憶になくて、それこそパッシングよりは、一応名前がどこかにリメイン、とどまっている、記憶にとどまっている方がええかなとは思いますが、それは悪名よりはもっと名声の方がよっぽどいいとは思いますが、なかなかさようなわけにはいかぬというのが実態じゃないかなと、自分で不徳の致すところだと存じます。

○辻泰弘君 まあ、はらはらするような感じがいたしますけれども。

外交演説で、一月二十日になさっているんですけども、外交における言葉の重みというフレーズ、また、発言はますます重みを持っていますというフレーズ、私自身努力することをお約束と、このようにおっしゃいました。その意図を御説明ください。

○国務大臣（麻生太郎君） 御存じのように、昨日もアフリカの大使、今、御存じのようにアフリカ五十四か国、三か国かあるんだと思いますが、昨日、アフリカの各在京大使と一緒に個別に、北アフリカ、南アフリカ、こう分けて、昨日、夕食会というのをやらせていただきましたけれども、少なくとも、あのアフリカの国々において日本に対する、T I C A Dの話含めて日本に対する期待は極めて大きくなりつつあると思っております。昔とはもう全然違ってきたなと。

私、アフリカに三十数年前、二年ほどアフリカに住んでいたことがあるんですけども、そのころとは全然状況が違って、今はかなりいろいろなってきたとおもいますので、そういった状況を見ますと、日本からの発言とか日本のお金というものは、ODAでお金が行くと同時に、そこに働く人が一緒に付いてくるものですから、その付いてくる人のいわ

ゆる労働とか勤勉とかいう哲学というものが付いてくるというところは、この間、平野先生の御質問のときでしたか、お答えしたと思いますが、インドの例を申し上げましたけれども、昨日会った大使も、七、八人でしたが、ほぼ同様なことを皆言っておりましたので、やっぱりそういう意味では日本はこういうことをやってるんですという哲学を語らないで、たらたら沈黙は銀てなもんで、金というような感じでたらたら黙ってやったら、おまえ分かれと言ってもなかなか分かりませんので、きちんと説明をすとか言ってもやるとかいうのは、余り日本人の得意とするところではないと思いますけれども、日本はこういう哲学でODAをやっている、こういった考え方で東アジア共同体をやるようとしているとか、そういったことはきちんとどこかで外務大臣として言うべき義務があるのではないかと、いうことを考えて申し上げさせていただきました。

○辻泰弘君 残念ながら、外務大臣の御発言、言葉の重みというのを感じさせないように正直言って思ってしまうかもしれませんが。

いずれにいたしましても、今までいろんな発言をされて、私もこの予算委員で取り上げるのは必ずしも本意ではございませんけれども、しかしまあ、もう問題発言とか放言をやめろというのはもう無理だというふうに私もあきらめざるを得ないように思うんですね。せめて、派手に外交演説で格好良く、外交における言葉の重みと、そのようなことはやめておいてもらいたいと思うんですけれども、それだけはお願ひできませんか。

○国務大臣（麻生太郎君） こっちでも受けをねらってやっているわけじゃありませんので。言った発言がたまたまえらく反応を生むところなんで、なかなかこれは先生、私どももこう言えばこういう反応が出ると分かっていたら別に、もう少し別な言い方もするんだと思いますので。分かりやすい言葉でやろうとすると、何となく言葉が、センテンスが短くなりますので、短くなるとまたということだとなかなか難しいところだと思いますけれども、努力をさせていただきます。

○辻泰弘君 麻生大臣はやっぱり総理まで目指されるお方なんですから、反応がやっぱり分かっているべきというか想定されているべきだと私は思います。そのことは申し上げておきたいと思います。

さて、次に問題点を変えまして、地方行財政についてお伺ひいたします。

総務大臣にお伺ひいたしますが、中核市の問題でお伺ひしたい。まず、中核市制度の概要について御説明ください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 概要ということでございますけれども、社会的実態として一定以上の行政需要を踏まえて事務権限を強化する、それだけの人口規模等々の要件を満たしているかどうか、それで要件が決まってくるわけでございます。それにつきまして、いろいろ御議論を今までいただいてまいりましたけれども、面積要件を設けるかどうか等々についてもこれまでもいろいろ議論があったというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 私がお聞きしたのは、中核市制度そのものが何かということなんですけれどもね。まずその御説明からお伺ひしてと思ったんですけれども。

○国務大臣（竹中平蔵君） 制度概要につきましては、例の政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに対して効率的な事務を除いて、中核市に対して移譲をするものである、一定の要件を満たしている、そういうものだということでございます。

○辻泰弘君 それで、地方自治法の二百五十二条に面積要件があるんですけれども、これ、

なぜこれがあったのか、それから今見直しをなさろうとしているわけですが、そのことについて御説明ください。

○国務大臣（竹中平蔵君） どういう要件があったかということに関しましては、面積の要件、人口の要件とかあるわけでございますけれども、移譲される事務に関して、効率的かつ効果的な事務処理を行うために、ある程度の行政需要のまとまりと、一方で行政能力が必要であること。これらは人口及び面積に総合的に表現されるということから、人口、面積が要件とされて規定してきたというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 それを見直しをされようということで法律も出されているわけですが、その方向性をお示してください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 先ほど申し上げましたように、一定の行政需要のまとまりと、そして能力がある程度求められるということでございますけれども、昨年十二月九日、第二十八次の地方制度調査会から面積要件を廃止することが適当である旨の答申をいただいております。この答申を踏まえて、中核市の指定に係る面積要件の廃止等を内容とします地方自治法改正法案を昨日国会に提出させていただいたところでございますので、今後、何とぞ趣旨を体して御審議を賜りたいと思っております。

○辻泰弘君 実は、私、三年前に総務委員会でこのことをお伺いして、当時、片山大臣だったんですけども、そこから出発して三年掛かっているんです。実は、麻生さんが総務大臣のときも、二年前ですけど、この委員会でお伺いしたことございまして、非常に時間が掛かっているんですね。

結論的に言うと、審議会で非常に議論をするということ優先する余りに、本当に地方自治ということを考えるのであればもっと早くやるべきことをやってこなかったと、こういう歴史だと思っております。

それで、今回の適用対象の都市はどういうところでありますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 新たに中核市指定と、対象となる市は、現時点で十三市というふうになっているというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 一応言ってください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 申し上げます。

千葉県市川市、兵庫県西宮市、尼崎市、沖縄県那覇市、千葉県松戸市、東京都町田市、神奈川県藤沢市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、大阪府豊中市、吹田市、枚方市でございます。

○辻泰弘君 実は、私、地元の西宮はそれに当てはまるんですけども、実は、御承知かと思えますけれども、国土地理院が百平方キロというのを出しているところでないとその要件に当てはまらないということであって、九十九・九六だというふうな見方、それから埋立てしたから百超えているという見方があるけれども、近隣の芦屋、神戸、宝塚と画定がしていないので、係争しているもんだから、それで決められないと。国土地理院が出したもののというのが法律に書いてあるもんですからね、がんじがらめになったんで指定できなかったと、西宮みたいな大きなところもですね、それがここにかかわってたんですね。

そんなことで、とにかくやはり地方自治というのはやっぱりやる気があるところ、能力がある都市にやっぱりしっかりと地方分権を進めてもらおうということの趣旨だと思うんで、是非取り組んで、早めに指定をしていただきたいということを、やはりこれはもう本

当に三年も掛かって、私も本当にやっと日の目を見たかと、そういう意味では感慨深いですけれども、これほど地方自治と言われながら、なぜこんなに時間が掛かるんだと思ってます。できるだけ早めに指定するという、プロセスをお示ししておいてください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 辻委員と麻生当時総務大臣でいろいろ御議論されたことは私も承知をしております。

プロセスでありますけれども、地方自治法の百五十二条の二十四に規定されておりますが、順に言いますと、関係市議会の決議、関係都道府県議会の決議、総務大臣への指定の申出、そして政策立案、すなわち閣議決定でございます。

○辻泰弘君 時間が掛かるのは常なんですけれども、どれぐらいの時間で、それは手を挙げてどれぐらいでやれるというふうに示しておいていただきたいんです。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは、事前の準備状況によりますので、明確には申し上げられませんけれども、これまでの例としてはおよそ一年ぐらいの期間というふうに承知をしております。

○辻泰弘君 これからでも一年掛かるということですが、とにかく希望し、能力があるところは早く指定していただくようお願い申し上げておきたいと思います。

それからもう一点、地方行財政のことですが、個人住民税の現年課税化という問題がかねてからございました。私もこれは総務委員会、二、三年前から取り組んできたところではございましたけれども、このことを、どう現状なっているか、是非取り組んでいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょう。

○国務大臣（竹中平蔵君） 原則としては、これは基本的な考え方としては、所得の発生時点と税負担の時点というのはできるだけ近い方が望ましいというのはもう間違いないと思います。一方で、個人住民税に現年課税の仕組みを導入しようとなりますと、年末調整の必要性等、つまり給与支払者の事務負担が非常に大きくなっていくということで、これはこれで、個人住民税の場合は所得税と異なりまして前年の所得を基準にする課税の仕組みになっているわけでございます。

ただ、雇用の形態が大きく変わってますし、IT化も進んでます。いろんな条件も変わっておりますので、このような状況の変化、それと納税者の事務負担等に留意しながら、その可能性について我々としても研究をしてみたいと、検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 これも三年前に私、国会で質問をして、三年たちますけれども、昨年の税調の小委員会において現年課税の可能性について検討すべきであるというのが出まして、これも私、やはり遅々として進まないとはいえども、進歩して、進んできているのかなと思っています。やはりIT化の進展だとか雇用の流動化、雇用形態の多様化ということを考えますと、やはり国税、所得税における現年課税であり、住民税である前年度課税というのはやはりだんだんその時代に合わなくなってきたんじゃないかと思います。もちろん、その一年、最初の年どうするのというのはありますけれども、しかしとにかくその方向性で是非早急に取り組んでいただきたい、そのことを申し上げておきますが、まず決意を聞いておきたいと思っております。

○国務大臣（竹中平蔵君） 先ほど申し上げましたように、省内でしっかり研究をしてみたいと思っております。

○辻泰弘君 そのことは強く御要望申し上げておきたいと思います。

次に、金融問題、金融というか消費者金融の絡みのことをお聞きしておきます。

多重債務が自己破産や自殺など深刻な社会問題を招いている現実がございます、今日の朝刊等でも出ているわけですが、法制度がしっかりしているだけですべてが問題解決するわけではございませんけれども、やはり法制度の不備を是正し、あるべき姿を追求するのが政治の使命、行政の使命でもあろうと思うわけでございます。

まず、グレーゾーンとよく言われるわけですが、それが今どうなっているか、簡単に御説明ください。

○国務大臣（与謝野馨君） もう先生御承知のように、利息制限法と出資法の間では最高の利息のところギャップがございます。このギャップにつきましては、契約時の任意性、支払時の任意性というものが要件になっております。

○辻泰弘君 必ずしも沿革に触れた御説明ではございませんでしたけれども、まあそれはそれとして、いずれにいたしましても、先般、最高裁の判決が出ました、一月十三日ですけども。これを簡単に御説明していただいて、それにどう対応されるか、お答えください。

○国務大臣（与謝野馨君） 御承知のように、一つは書面要件、一つは任意性の問題でございまして、私どもとしては必要な内閣府令の改正案をパブリックコメントに今付しているところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、それは当面の内閣府令って、それは施行規則のことをおっしゃっているんですね。

○国務大臣（与謝野馨君） 判決に対応した内閣府令の改正でございまして、一つは、貸金業者が弁済時に交付する書面について定めた貸金業規制法施行規則第十五条第二項が法の委任の範囲を超え違法であるとされたことから、類似の条文と併せて削除することとし、内閣府令改正案をパブリックコメントに付しております。

また、金融庁としては、同判決に関連して、資金需要者が期限の利益喪失特約の適用について誤認をし、トラブルが生じることを防止するため、同特約について利息制限法の上限金利を超えない範囲において効力を有する旨の記載を義務付けることとし、この旨の内閣府令改正案についてもパブリックコメントに付したところでございます。

○辻泰弘君 最高裁判決は二つあってですね、一つは、返済が滞った場合には全部即時返せと、それは任意性がないから駄目だよというのが一つと、もう一つは、簡易な書面でもいいという部分と二つあって、その後者については今御説明いただいたと思うんですね。その前者のことはどうされるんですか。

○委員長（小野清子君） もう一度御説明を。

○辻泰弘君 ちょっと、分かっているでしょう。言ってあげてください。

○国務大臣（与謝野馨君） 今御説明申し上げましたように、期限の利益喪失特約の適用について誤認をしないような措置をとらなければならないということで、内閣府令の改正案をパブリックコメントに付しているわけでございます。

○辻泰弘君 じゃどっちも、二つのポイントがありましたけれども、どっちもパブコメで

やっているということでもいいんですね、そういうことですね。

○国務大臣（与謝野馨君）　そういうことでございます。

○辻泰弘君　そもそも利息制限法と出資法が昭和二十九年からあって、そのときから、最初からグレーゾーンがあったわけですね。最初は二〇%から一〇九・五%でしたかね、そこから出発しているわけですよ。それがずっと改善されてきたといえども、まだグレーゾーンというのがあるわけです。

法制度の中でグレーと言われるのがあること自体、やはり悲しいことだと思うわけですが、これはどっちも閣法でやってきているわけなんです、政府提案で。どちらも、法律は。途中の貸金業法は議員立法でやってきていますけれども、やはりそもそも最初にグレーを許した閣法ですから、そういう意味において、そのグレーゾーンの解消というのはやっぱり私は政府が責任を持ってやるという責務を担っていると思うんです。だから、そのことについて決意を示していただきたい。

○国務大臣（与謝野馨君）　平成十六年一月施行の貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律、いわゆるやみ金融対策法においては、その附則第十二条において、一つは、貸金業制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行う。第二には、出資法の上限金利については、この法律の施行後三年を目途として、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととされております。

このような検討条項の趣旨を踏まえ、金融庁では、昨年三月から貸金業制度等に関する懇談会を開催し、貸金業制度等をめぐる幅広い論点について勉強しているところでございます。この懇談会では、過剰貸付け防止のための規制の在り方や、いわゆるグレーゾーン金利を含む金利規制の在り方等、貸金業をめぐる幅広い論点が検討課題とされておりますが、金融庁としても、懇談会の議論の中で貸金業制度等をめぐる諸問題に対する議論を深めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君　私がお聞きしたいのは、グレーゾーンがあるわけですが、今そういうことを、まあそれにつながることはおっしゃっているんですが、グレーゾーン自体をなくすことがやはり目的だと思われるかどうかです。

○国務大臣（与謝野馨君）　グレーゾーンに関しましてはもう様々な意見がございまして、私の所属しております自民党の中あるいは与党の中でも今議論が進行中でございますので、こういう解決方法があるということをおにわかには断定する御意見を申し上げられる状況ではございません。

○辻泰弘君　私は、当面はすぐ解決するとは言いませんけれども、やはりグレーであるというものが法制度上あると。聞きますと、諸外国にそんなことはないんですね、金利を上限と決めているの二つあるというのね。まあダブルスタンダードといいますか。

そういう意味で、やはりいつかは一本化しなきゃいかぬと。いつかというか、私は早急だと思いますけれどもね。そのことに向けて取り組んでいただきたいと。まあ与党の検討もあるかもしれませんが、やっぱり政府、閣法でつくったグレーゾーンですからね、そのことについては政府の責任において解決する方向を見いだせと、このことなんです。

○国務大臣（与謝野馨君）　これは法理論だけではなく、経済の実態を考えながら物事を判断していかなければならない問題だと私は考えております。

○辻泰弘君 まあ法制度と運用と両方あるんですけど、運用については昨日方針出していらっしゃるようですね。それはさっきのパブコメの、そのことに尽きるのかな。

○国務大臣（与謝野馨君） このガイドラインは、過剰貸付規制に抵触するおそれのある事例を明確するなど、事務ガイドラインの改正案を昨日パブリックコメントに対して付したわけでございまして、別の問題でございまして。

○辻泰弘君 そういった意味では、運用もしっかりとやっていくと同時に、法制度においてもやはり、私はグレーという部分は法制度上やはり本来あるべからざるものだと思いますので、そういった方向でのお取り組みを求めておきたいと思います。

それで、関連して消費者金融絡みで、厚生労働大臣にお伺いしたいんですけども、年金カードを導入するという話がありますけど、その方向でしょうか。

○国務大臣（川崎二郎君） 年金カードの導入については、被保険者サービスの向上という観点からいろいろこれから検討を進めることとなります。

○辻泰弘君 そのときに、いわゆる年金を担保にした金融機関からの借入れの機能を組み込むべしというような議論があるやに聞かれましたけれども、そもそもやはり今、年金担保融資というのが非常に民間でも問題になっている折柄、また政府としては独立行政法人の福祉医療機構でのみ認めているわけですけれども、やはりそれだけハードルを掛けているわけですね、年金が取られちゃうわけですから。そのことについてはしっかりと、まあはっきり言って、それはやるべきじゃないと、年金カードに組み込むべきじゃないというふうに私は思っていますけど、そのことについてはいかがお考えでしょう。

○国務大臣（川崎二郎君） 一週間に一遍ぐらい実は新聞報道でびっくりさせられまして、朝見て、こんなことあるのかって尋ねると、全くありませんよという話が大体厚生労働省では一週間に一遍ぐらいございます。今回の話もそういったたぐいと受け止めていただいて結構でございます。

今お話ございましたように、福祉医療機構が行う公的年金担保保険以外は認められておりません。今委員が御懸念のようなことについては、正直言ってまだ議論も始まっておりませんし、我々の考え方に基本的にはないというふうにお考えいただいて結構でございます。

○辻泰弘君 それはそういうことで、基本線で守っていただきたいと思います。

次のポイントですけれども、北側大臣にお見えいただいているわけですけれども、昨年も本予算委員会でタクシーの規制緩和のことをお伺いいたしました。お地元の大阪でも大変厳しい状況があるわけでございます。最低賃金さえ守れないような産業の在り方というのは根本的に問われるべきだと、このように思っているわけでございますけれども、昨年申し上げて、関係機関の連携とか協議会の設置とか方針を示していただいていたんですが、この一年間どのようにお取り組みいただいたか、教えてください。

○国務大臣（北側一雄君） タクシー運転者の方々の適切な労働環境を確保していかないといけないということで、昨年来、厚生労働省と国土交通省との間で連携を取ってまいりました。

この二月の一日からは、これはまあタクシーだけではございませんけれども、一つは、原則無通告による監査の実施をしっかりとやっとうと、また新規参入事業者等に対しては早期監査の実施等の予防的な監査に重点を置いて、また行政処分のめり張りを付けるな

ど、監査方針及び行政処分等の基準を改正をいたしまして、二月の一日から実施をしているところでございます。

また、この四月からは厚生労働省と連携を更に強化をいたしまして、合同監査や監督、また相互通報制度の拡充等をやっているところでございます。

また、昨年十月から、交通政策審議会の自動車交通部会に設置しましたタクシーサービスの将来ビジョン小委員会というのを設置いたしまして、規制緩和後の実態把握、分析を行っていただいております。今後の望ましいタクシーサービスの在り方、その実現のために必要な環境整備方策について御審議をいただいているところでございます。六月を目途に取りまとめをさせていただきたいと思っておりますが、輸送の安全と利用者の利便の増進をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 今おっしゃった二月からの無通告監査の件ですけど、もう実施されているわけですが、その状況はどうでしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） これは、規制緩和後の事後チェック体制をより確実なものとして安全な輸送サービスの提供の実現を図ろうということで見直しをさせていただきました。二月一日から、タクシーだけではなく、バスやトラックについても行わせていただいているところでございます。さらに、四月一日からは、新規の許可事業者に対しまして、許可書交付時における関係法令の遵守等についての講習の充実や強化、さらには、運転開始届出時における事業用施設等事業計画の確保状況の確認等を行うこととしておりまして、新規許可事業者に対しましては特に指導の充実を今図っているところでございます。

○辻泰弘君 質問いたしましたのは、その二月やってもう一か月ちょっとたつんですけど、そのことの状況は把握できているかできていないか、そのことなんです。

○政府参考人（宿利正史君） それでは、二月からの監査の状況を御報告いたしますが、これ、大臣から申し上げましたように、タクシーに限られませんが、バスやトラックも対象にして新しい方針で実施をしているものであります。特に二月、三月は新方針に基づく監査の実施ということもありまして、私どもの運輸局、運輸支局、全国の組織を使いまして強力に監査を行っているところであります。タクシーに関して申し上げますと、北海道運輸局から沖縄までのそれぞれの組織を使いまして、昨年二月の実績より四割以上の多い出動監査の実績を今示しているところでございます。

○辻泰弘君 やられてすぐでしょうから、まだ必ずしもできていないところもあるかもしれませんが、その監査というのは非常に意味があると思うので、四月からの合同監査も含めてしっかりとやっていただくように、厚生労働省もまた併せて御要請しておきたいと思っておりますが、国土交通大臣、ひとつ、二月九日から緊急調整区域の指定要件見直しということになりましたけれども、その内容を簡潔に御説明いただき、またそれがどういうふうに適用されていくのか、お示してください。

○政府参考人（宿利正史君） じゃ、私の方から御説明申し上げます。

今、辻委員御指摘のありました緊急調整措置であります。道路運送法の八条に定める特別の措置でございまして、特定の地域におきまして著しい供給過剰になり、輸送の安全や旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあるような場合に、期間を定めまして当該地域を指定をいたしまして、新規参入や増車を停止をするという極めて権利制限の強い制度でございます。

そういったことから、緊急調整地域の指定につきましては、客観的な指標に基づきまし

て厳正に対処しているところであります。

今、辻委員御指摘の、指定要件の見直しのところでございますけれども、昨年九月に運輸審議会の答申におきまして、この制度実施後の状況を踏まえた指定基準の適正化を図るべきであるといった指摘がなされたことなどを踏まえまして、二月九日に指定基準の見直しを行いました。具体的には、従来の実車率に代えまして、より供給過剰の実態を反映できるような日車実車キロといった指標を採用したり、延べ実働車両数の増加といった指標を新たに追加するなどの見直しでございます。

なお、新しい基準に基づきます緊急調整地域の指定に関しましては、平成十七年度の輸送実績など、すなわち今年三月末までの輸送実績などを把握した上で慎重に判断してまいりたい、このように考えております。

○辻泰弘君 北側大臣は大阪がお地元でいらっしゃるけれども、前にもお聞きしましたけれど、この一年たって大阪の状況をどう見ていらっしゃいますか。

○国務大臣（北側一雄君） 大阪においては大変厳しい状況であると思っておりますが、ただ、ここ最近では、例えばこの年末年始以降を見てみますと、一時期の大変厳しい状況から少しは改善の傾向が出ているのではないかというふうに思っております。

○辻泰弘君 それが事実であればうれしいことですが、しかし現実に現場の声を聞きますと、なかなかそうはっていないという状況だと思います。

昨年申し上げて以来、協議会をつくっていただいたりいろいろお取り組みいただいたことについては多しだと思いますけれども、しかし根本的にやはり規制緩和の当初からもっとしっかりとその部分を踏まえてやっていくべきだったんじゃないかと、このように思っております。

いずれにいたしましても、こういった合同監査も含めて、指定基準の見直しの適用対象の選定も含めてしっかりとお取り組みいただくように、国土交通省並びに厚生労働大臣にもお願いをしておきたいと思っております。

次に、経済財政政策に移らしていただいて、御質問いたします。

まず、日銀の問題でございますけれども、ちょっと代表で与謝野大臣にお伺いしたいと思うんですけど、三月六日の夜に総理と日銀総裁ら経済財政諮問会議のメンバーが夕食会をされたというふうに聞くんですけども、それは皆さん参加されたんでしょうか。

○国務大臣（与謝野馨君） 夕食会がございまして、経済財政諮問会議に出ておりますメンバーが総理を囲んで夕食をともにいたしました。

○辻泰弘君 その会の当初の目的と、時節柄、金融の量的緩和の是非に関する議論があったかどうか、このことについて御説明ください。

○国務大臣（与謝野馨君） これは、量的緩和とかそういうことと全く関係なく、前から企画をされてた夕食会でございます。

○辻泰弘君 では、そういう議論はなかったということで理解していいですね。

○国務大臣（与謝野馨君） ほとんどその問題は議論をされませんでしたけど、夕食会の最後に、その日に行われた国会でのやり取りと同じやり取りがございました。

○辻泰弘君 なかなか意味深長でございますけれども、まあ、それはそれとして。

それでは、まず、今日、明日、金融政策決定会合には財務省並びに内閣府から出ておら

れると思うんですけど、どなたが行っていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 財務省からは日銀の政策決定会合には副大臣ないし大臣官房総括審議官が出席をいたします。で、副大臣の御担当は赤羽副大臣ですが、今日はこの審議に参加しておられますので、総括審議官が今日は出ております。

○国務大臣（与謝野馨君） 内閣府からは内閣審議官中城吉郎が出席をいたします。

○辻泰弘君 赤羽副大臣にはそちらに行かれるのをこっちに来ていただいて、申し訳なかったようにも思いますけれども。

いずれにいたしましても、その会議に出席されるに当たっては、やはりどういう方針でいくのかということを相談されると思うんですけど、どういう方針で臨まれてるのでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 日銀からどういう提案があるかも私どもよく承知をしておりますので、予断を持たずに真摯に臨もうと、こういうことでございます。

○辻泰弘君 しかし、基本認識はやはり当然あるわけですよね。それがなかったら意見が表明できないわけですから。その辺はどうですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） これは、日銀政策決定会合における発言等はしばらく発表まで時間を掛けることになっておりまして、そういうこともございますので、そして現在行われている最中でございますので、お答えは遠慮させていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 同じことになるかもしれませんが、日銀法の十九条二項の規定に基づいて議決の延期を求める請求権があるわけですが、そういったことも視野に入れての打合せをされているという理解ですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） もちろんそういう権限を私ども持っておりますが、これはなかなか大だんびらでございます。そういうことも含めて予断を持たずに臨もうと、こういうことでございます。

○辻泰弘君 次に、定率減税のことで一言ちょっと聞いておきたいと思います。

やはり、今までも言われておりますけど、やはりその当初やる、平成十一年のときでしたか、抜本的な見直しを行うまでの間、特例を定めるというふうな約束で法律上はできていて、当時の総理や大蔵大臣の答弁もそのような流れになっているわけですね。で、今回そのことを、抜本的な見直しを行わないままにやったということは、そのことにおいてやはり約束違反じゃないかと思いますが、どうですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 抜本的改革をするまでと、ちょっと文言は正確ではありませんが、条文には確かにそのように書いてございます。

ただ、この性格は、当時の厳しい経済状況を税制からも底抜けがしないように支えようということでもございましたので、経済情勢が好転してきたら、厳しい財政状況でございまずから、それは廃止するというところであろうと思っております。

その上で、抜本改革という点ではですね、基本的枠組みである、その個人所得課税につきましては基本的枠組みである税率構造あるいは人的控除などの見直しを行ってきておりまして、具体的には、平成十五、十六年度税制改正では、配偶者特別控除上乘せ部分の廃止であるとか、老年者控除あるいは公的年金等控除の見直しを行いました。また、平成十

八年度、今年度、国会に出さしていただいている税制改革では、三位一体と一緒にやりまして税源移譲をしようとして、こういうことでございまして、所得税の税率構造にも抜本的な見直しを加えてお願いをしているところでございます。

○辻泰弘君 それは勝手な解釈ですよ。やっぱり抜本的なものではないですよ、やっぱり。それは配偶者特別控除にしても公的年金等控除にしても老年者控除にしても、これはある意味で一つの、まあ部分とは言いませんけれども、本体のところじゃないわけですよ。それから、今回の税源移譲の問題にしても、これは税源移譲の中でのその率を変えただけであって、本来の所得税制の、あるいは本体の国税の抜本改革ではないわけですよ。だから、それでありながら、それをやったから、抜本改革をやったから約束を果たしたよって、その部分はやっぱり詭弁じゃないですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） ここは衆議院でもまた随分議論がございましたし、また参議院におかれましてもいろいろ御議論がおりますと思いますが、私どもは先ほど申し上げたような考え方でございます。

○辻泰弘君 それともう一つは、恒久的な減税というのは、定率減税のみならず、最高税率の引下げとか法人課税の引下げも含まれていたわけですね。最高税率の引下げというのは、この税源移譲の関係ではやっているところもあるわけですけども、しかし本来的な意味ではしているわけじゃないわけですね。

だから、本来なら、そこもやっていたらそれは定率減税もとなるかもしれませんが、そこはやっていないわけですよ。そのことはどう御判断されておりますか。

○国務大臣（谷垣禎一君） これは、いわゆるこの定率減税を入れましたときに、委員がおっしゃいましたように、法人税、所得税の最高税率の見直しをやったわけですが、性格が大分違うというふうに私どもは考えております。

定率減税は、先ほど申し上げたように、当時の底の抜けそうな経済状況を税制から下支えするという目的でございました。それから、法人税の方は、国際競争力等々の観点から最高税率を見直す必要があると、こういうことでございましたし、国際並みにする必要があるのでございますし、所得税の方は、勤労意欲や海外のフラット化というようなものに対応していこうということでございましたので、若干意味合いが違うと、こういうことだろうと思います。

○辻泰弘君 まあ基本的に見解が相違するわけですけども、いずれにいたしましてもかつての法律の立て方、そのときの国会答弁にも反するし、昨年の衆議院選挙における自民党のマニフェストにも反するものだと私どもは強く主張せざるを得ないです。そのことを申し上げておきたいと思っております。

それで、財務大臣、ちょっと御見解をお伺いしたいんですけども、幾つかおっしゃっています。まず一つ、日本の現状は低福祉で中負担だと、今後は中福祉中負担となるのではないかと、あるいはなるべきじゃないかと、こういった報道がありますけれども、このことについて御見解をお示してください。

○国務大臣（谷垣禎一君） 財政演説で実はそのようなことを申し上げたわけですが、私の申し上げたのは、現在の日本は、日本は現世代が負担に比べて大きな便益を受けていると、その差を後の世代に先送りしているような状況だと、こういう意味において中福祉低負担だと、ともいうべき状態にあるのではないかと申し上げたわけでありまして、

こういう現状をどういうふうにしていくかということは、給付と負担の関係についてどういう在り方を目指すのかといったことを含めて、我が国の将来の在り方につながる問題

だろうと思っておりますので、これから経済財政諮問会議の中の歳出歳入一体改革等々でできるだけ具体的な議論をしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 いや、私が言っているのは、その部分はもう私も見ていますけれども、そのことじゃなくて、一月十六日に講演をされて、今後は中福祉中負担となるのではないか、あるいはすべきじゃないかというのがあるんで、そのことなんです。だから、もうより踏み込んでおられます。

○国務大臣（谷垣禎一君） 中福祉低負担というような認識でおりますけれども、現状はですね、そこはやはりアンバランスがあるわけですので、中長期的に見ればそれを是正する必要があるだろう。そういうふうに考えますと、恐らく国民は、例えば医療においても国民皆保険制度というようなものをなくせというふうには思っておられない方がほとんどだというふうに私は認識しますので、恐らくそういうことを考えると、中福祉中負担というものになるのではないかというのが私の考え方でございます。

○辻泰弘君 もう一点、今の改革が目指しているのは弱肉強食の世界という見方もあると、こういう発言もありますが、そういう御認識でしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） そういう見方があるという認識でございまして、改革の目的が弱肉強食であってよいと認識しているわけではありません。むしろ改革の目指すところは弱肉強食ではないのでありまして、そういう弱肉強食だという認識は間違っていると思いますし、またそうであってはならないと思っております。

○辻泰弘君 ということは、今やっている構造改革なるものが弱肉強食性を持ってはいないということですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 今やっておりますことはいろんな側面がございましてけれども、人の体に例えれば内臓脂肪みたいなものをできるだけ取り除いていこうということでございまして、その過程でちょっと体にこたえるということはないとは言えないとは思っておりますけれども、目指すところはやはり健全な体を目指すと、こういうことだろうと思えます。

○辻泰弘君 なかなか微妙な表現でございましてけれども、次、行かせていただきますけれども、総務大臣にお伺いいたします。

経済財政諮問会議の改革への取組について、こういう発言がございました。

モメンタム、勢いが以前より低下していると、民間議員が出すペーパーが以前よりも控え目になっていると、こういった御発言が昨年十二月にございましたけれども、この件についての御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 十二月だったかどうか、民間議員が出されたペーパーで、資産の管理だったと思いますが、民間議員が以前お出しになったよりも大分後退していたペーパーがございました。そのことを取り上げて民間議員に頑張ってくださいという意味でそのように申し上げました。

○辻泰弘君 勢いがやっぱり以前より低下しているという、そういう判断をされているんですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） お尋ねが諮問会議の勢いかどうかということに関して申し上

げれば、諮問会議はこれまでも構造改革の司令塔として大変重要な役割を果たしてきましたし、今もそのとおりでございます。

現実には、しかし改革が進めば進むほどその岩盤に突き当たって改革がますます難しくなっているということが事実でございますから、そういう状況の中で更にみんな頑張ろうと思っているということだと私は認識をしております。

○辻泰弘君 すなわち、民間議員が出されるペーパーの勢いがなくなると、このことをおっしゃっているんですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） 全部ではありませんが、そういうペーパーがありましたので、民間議員の方頑張ってくださいというふうに申し上げました。

○辻泰弘君 与謝野大臣にお伺いしますけれども、そういう御指摘もありましたけれども、経済財政諮問会議のそのことについて、どう御判断されていますか。

○国務大臣（与謝野馨君） 民間議員の方々は、それぞれ自分の持っておられる信念や良心、知識、経験に基づいていろいろな御提案をされているわけございまして、私はそれを全面的に信頼し、尊重をしております。

○辻泰弘君 与謝野大臣の発言にこういうのがありました。楽器を演奏している最中に小うたを歌うつもりは全くないと、小泉交響楽団の指揮者は小泉首相ただ一人と、こういうことをその数日後におっしゃっているんですけど、それはどういう意味だったんでしょう。

○国務大臣（与謝野馨君） 私は、職務に忠実にやろうと思っておりますし、やはり小泉内閣の一員でございますから、小泉総理の意向を体して物事を進めていく、そのようなつもりでやりたいと思っております。

○辻泰弘君 財政再建の中身のことをお伺いしたいと思っておりますけれども、石税制調査会長が自然増収による財政再建はあり得ないという発言をされておりますが、歳出削減と自然増収だけで財政再建ができるかどうかについて、財務大臣、経済財政担当大臣それから竹中大臣、御所見をお願いいたします。

○委員長（小野清子君） では、どなたから。
谷垣財務大臣。

○国務大臣（谷垣禎一君） まず歳出削減に懸命に取り組まなければならないことはもちろんだと思っておりますが、現状、平成十八年度予算も公債依存率三七・六%でございますし、それから国、地方合わせて公債の発行残高がGDPの一五〇%に上るということは金利変動等に極めて弱い体質を持っているということでございますから、私は、歳出削減だけでこの財政改革を、財政再建を果たすのは、これは極めて至難の業であると思っております。

○国務大臣（与謝野馨君） 財政再建を考える場合、自然増収も一杯欲しいと思っておりますし、歳出削減もできるだけたくさんやりたいと思っておりますけれども、最後はやはり増収措置というものを考えざるを得ない、そのようにも考えております。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私も全く同様に考えております。

○辻泰弘君 まあ非常にハーモニーがいいわけですけども、小うたじゃないですけどね。それで、竹中さんが二月一日に、名目成長率四％は堅実な前提というペーパーを出されていますね。それで、この四％の名目成長をどうやって実現するかっていう具体的な政策が実は全く見えないんです。そこを教えてください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 名目成長率というのは、実質成長率と物価上昇率を足したものでございますが、私は、実質成長率二％程度、名目成長率二％程度というのはこれは堅実な姿であろうというふうに思っております。

理由は、実質成長率は、今この時点、二％をかなり大きく日本既に上回っておりますし、まあ日本の潜在成長力、改革を続ければ二％程度はできると思います。改革をしないと成長率はもっと低いと思います。物価上昇率につきましても、まあOECD等々諸外国の平均を見ましても、二％程度のやはり緩やかな物価上昇率というのは普通でありますので、そういう普通の状況に持っていくことができればこれは可能であろうというような趣旨で申し上げております。

○辻泰弘君 今、二％に持っていくことができれば可能だと言うけど、持っていけるかどうかの部分ですよ。それで、金利は低位にしておきながら、その二％なり二・五％なり、消費者物価なのかデフレーターか分かりませんが、とにかくそういう想定を取ることをどうやってやっていくのかというのが見えないんです。

○国務大臣（竹中平蔵君） いや、そのために改革をするんです。

要するに、物価につきましても、これは各国そのぐらいの物価上昇率を実現しておりますし、まあ、物価目標がいいかどうかはともかくとして、物価目標を持っている国というのは大体一％から三％というふうにやっている国が多いですね。つまり、二％程度がまあ普通だというふうに考えているんだと思います。それを実現するためには、政府、日銀、正に協力してしっかりと金融仲介機能が更に高まるようにしなければいけない。日銀はマネーサプライが伸びるようにしなければいけない。そういうことをこれはもう五年間ずうっと骨太の方針等々でもうたって、そのための改革を続けているわけでございます。

○辻泰弘君 そのために改革をすとおっしゃいました。そうすると、二％の消費者物価あるいはデフレーター、それだとしても、とにかくそれを上げるための改革というのは何なんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） そのために不良債権の処理をしてきたわけです。つまり金融仲介機能が不良債権によって低下してきたから、つまりマネーサプライが伸びなかったわけです。で、それがようやく最近になって不良債権が減って、銀行貸出しもようやく増え始めたわけです。これは正に改革の成果であります。

金融仲介機能が低下していたことを、低下、それを直したというのが正にこれは改革の成果でありますけれども、それと適切なマネーサプライ管理、これは中央銀行の役割になりますけれども、政府、日銀一体となってそのことを実現していくというのが、これは別にそんな特別なことではありません、どこの国でもやってきた普通の私は改革、政策運営であると思っております。

○辻泰弘君 今まで金融をじゃぶじゃぶにしている、今度ちょっと量的緩和を解除しようかと、縮小していく方向に今あるときにですよ、マネーサプライに依拠して、それが改革です、二％を実現できるんだというのは、それはよく論理的に分かんないですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） 少し誤解があると思いますが、金融じゃぶじゃぶというふう

にジャーナリズムではよく言うわけですが、これは時々二つの違った意味で使われていると思います。

つまり、中央銀行が出すいわゆるハイパワードマネーがたくさん増えているかという意味でと、それと、いわゆる我々が、市民がその手にするマネーサプライが増えているということは意味が違うわけですね。

ハイパワードマネー大分増えてきました。でも、それも伸び率は下がってきていると思いますけれども、マネーサプライ、M2プラスCDの伸び率は一・九%です、今も。私は、これはまだ低い状況であるというふうに思っております。この一・九%を見る限りじゃぶじゃぶなどとはとても言えないわけで、しかし、難しいのはハイパワードマネーが増えてもマネーサプライが増えない、つまり金融仲介機能が低下しているというところにあるわけで、そのためにこの五年間ずっと苦労して改革を続けてきて、それがようやく良い方向に今向かっているわけでございます。

○辻泰弘君 結局、大臣がおっしゃっている四%名目可能というのはその金融政策に依拠すると、こういうことですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） そうではありません。政府は努力をして、金融仲介機能が高まるようにこれまでも努力をしてきました。今後更にそのための努力を続けなければいけません。で、金融政策は金融政策で重要です。だから、政府、日銀一体となってというふうに骨太方針でずっと言っているわけです。日銀だけでも駄目です。政府だけでも駄目です。これは政府、日銀一体となった努力を引き続き続けなければなりません。

○辻泰弘君 政府、日銀一体はそれでいいんですけれども、今おっしゃったのは、結局、金融以外はないんじゃないですか。だから、そのことなんですよ。

○国務大臣（竹中平蔵君） いや、ですから、先ほどハイパワードマネーとM2プラスCDの違いを申し上げたわけです。

ハイパワードマネーが増えてもM2プラスCDが増えない、つまり金融乗数が下がってきたわけで、金融乗数が下がったないしは低かった理由は不良債権にあったわけですから、そこについては、政府がやはり、つまり金融庁を中心とする銀行行政が大変重要な役割を担っていたわけでございます。そうした点についてのやはり政府、日銀一体となった役割を果たさなければいけない。

具体的に言いますけれども、この政府がやるべき不良債権の処理、まあ民主党の皆さん反対をされたわけですが、我々はそれを断行して、不良債権は着実に減ってきて、そして銀行貸出しはようやく増え始めたわけでございます。

○辻泰弘君 いや、だから、金融以外にも何かあるという言い方をされたのは何があるんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 金融というときにちょっといろんな意味があるかもしれませんが、日銀がコントロールするマクロの金融政策というのは一つ重要でございます。一方で、銀行を所管しているのは金融庁でございますから、その銀行がしっかりと金融仲介機能を果たすような仕組みをつくっていく、これは不良債権処理に象徴されるような、これは金融庁の仕事になります。

また同時に、これは一方で実物の需要がなければいけませんから、その実物の需要、正に経済の活性化そのものがマネーサプライを増やすという効果があるわけですから、その経済を活性化するための様々な構造改革の取組というのは全部これに含まれてまいります。正に、政府、日銀一体となってやらなければいけないわけです。

○辻泰弘君 教授に対してでの悪い学生で申し訳ないんですけども、そのどちらもやっぱり総じて金融じゃないんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 実需を増やすという意味では実物があります。そして、金融、お金が更に増えるという意味では、広い意味での金融でございますけれども、その広い意味で、M2プラスCDが増えるためには、日銀が直接コントロールできる部分と、金融仲介機能を高めるという意味で政府が行う部分があるということを重ねて申し上げているわけでございます。

○辻泰弘君 まあ、要は金融じゃないんですか、どちらも。そのことなんですよ。金融以外にあるとおっしゃるから、何かあるなら教えてほしい。金融そのことだけで2%行けるんだというなら、そういうふうにはっきり言っておいていただきたい。

○国務大臣（竹中平蔵君） 実物経済があるというふうに申し上げているわけですが、実需があると。実需を増やすような政策が必要であって、現実にはこれ貸出し政策が、今貸出金が増えているわけですけども、なぜ増えているかということ、一つは金融面でこれは金融仲介機能が高まってきたということと、もう一つは経済が活性化された、経済活性化をさせるためには政府はもう一連の構造改革を行ってきたわけですけども、その成果として実物経済、実物需要が増えてきたということを申し上げているわけですが、これは、ですから、金融面と実物面が両方あります。繰り返しますが、金融面の中には政府がやる部分と日銀がやる部分があります。

○辻泰弘君 金融のことは分かりました。じゃ、実需を増やす政策は何なんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） いろんな政策がありますが、最も重要な政策の一つは規制緩和であったというふうに思います。規制が緩和されたことによって新たな分野、需要の分野が開かれていって、それで、それによって実際、雇用も増えているわけですから、規制緩和が大きな需要であったと思いますけれども、これはもうそれだけではなくて、もちろん特区等々、様々な一連の構造改革がそのような実需を生み出したというふうに考えております。

○辻泰弘君 今まで生み出したというのはそれは一つの見解かもしれませんが、今後2%上げていくのに金融とその規制緩和でやっていくと、そういう考え方なんですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） ですから、簡素で効率的な政府をつくって、そして、それによって、民間に需要が移るわけですから民需も更に刺激をされて、これは、どういうふうにして経済を発展させていくかというのは正にこれまでずっと議論してきた、これはそのための政策金融の改革から、小さな政府をつくる、簡素で効率的な政府をつくる、もう一連のパッケージとして私たちは申し上げているわけでありますので、それによって現実には実物需要は増えてまいりましたし、これからもそういう改革を続けることによって実物需要を増やしていきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 谷垣大臣と与謝野大臣にお伺いしたいんですが、名目成長率4%は堅実な前提という、これは明確に文章に書かれているわけです。この見解についてどう思われますか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 私はエコノミスト出身ではありませんので、この手の答弁は

余り得意ではないんですが、私の所管をしている立場からいいますと、財政再建を成し遂げなければなりません。それで、それには努力目標をやはり高いところを我々は目指す、実質成長率を上げて日本の経済の元気をよくしていく、こういうことが必要だと思いますが、財政再建をする立場からいうと、その目標の設定は堅実であるべきだというふうに私は考えているわけでございます。

○国務大臣（与謝野馨君） 日本の経済をしっかりとさせるためには、潜在成長力を高めていくということだろうと思っております。実際、内閣府の試算と竹中大臣の違いというのはそんなに大きく実はございまして、私どもが考えております名目成長率と竹中大臣が言っておられる成長率の差というのは、〇・数%というオーダーでございまして。

○辻泰弘君 私は、基本的にやはり堅実、正に堅実な前提でやはり描くべきだと思いますので、その点は申し上げておきたいと思っております。

それで、もう一つ竹中さんにこういう発言がございました。去年の十一月ですけれども、増税を先に行う一部の審議会の代表者のような方々は形を変えた抵抗勢力であると、こういう御発言がございましたけれども、これについての見解をお願いします。

○国務大臣（竹中平蔵君） 先ほど申し上げましたように、非常に大きな財政赤字を今後後世代に負担を残さないようにしていくためには、最終的に国民に負担を求めるということを真剣に議論をしなければいけないと思っております。

これは経済財政諮問会議でも民間議員が報告しておりますけれども、多くの国で何度もこういう経験をして、そのたびに、しかし先に増税を行った国というのは結果的に失敗をしている。先に増税を行うのではなくて、先にしっかりと歳出削減を行って国民の信頼を得て、その上で増税をしたところが成功している。これは民間議員のシミュも報告されているわけでございますので、そういう観点から、結局、増税増税というふうに先に言うと、やはりこれは改革がうまく進まない、国民の合意も得られない、結局、結果的に改革が進まなくなるというふうに私は懸念しておりますので、そういうふうな御発言は控えるべきであろうというふうに考えております。

○辻泰弘君 これは、形を変えた抵抗勢力というのはどなたに対しておっしゃったんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） いろんな方がそういう発言をしておられますので、いろんな方に対して申し上げました。

○辻泰弘君 その面もあるかもしれませんが、しかし大臣の会見では、審議会の代表者のような方とは、こうなっているんですね。

それで、そのちょうど三日後に石税制調査会長が記者会見で発言されているんですよ。抵抗勢力と言われても、抵抗して守るべきものは何もない、既得権もない、この国が大変だ、赤字がどうなるかそれを議論している、滅私奉公だ、抵抗勢力との批判はけしからぬ、非常に失礼な話だと、こうおっしゃっていますが、これについてはどうですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 石先生、私の先生でもございますので、その発言そのものをちょっと今思い出せませんですけども、いずれにしても、私の趣旨は、結局、増税のことを先にやると結果はうまくいかないで改革は進まない、改革に抵抗したことになる、これは今でも思っておりますので、そのような発言をしたわけでございます。

○辻泰弘君 御記憶はないでしょう、税調の小委員会の後の記者会見でおっしゃっている

ことですからね。そういう御発言があったということはやっぱりしっかりと受け止めるべきだと思います。

それから、与謝野大臣、消費税の論議をすると歳出削減の努力が緩むという人は日本の財政の深刻さを認識していないと、こうおっしゃっていますが、この点についての御見解をお示してください。

○国務大臣（与謝野馨君） 私は、記者会見その他で増税とか消費税を上げるとかということは一度も発言をしておりません。

しかし、やはり最後は増収ということを考えざるを得ないというのは、やはり財政を少しは理解をすれば直ちに分かることをごさいますて、その取り組む順番はともかくとして、やはり最後にはそういうこともちゃんと考えるという気持ちを持っていなければならないと思っております。

○辻泰弘君 財政再建についてはプライマリーバランスという目標を持っておられた、国、地方を通じての、SNAベースですけれども、それを今度一般会計のプライマリーバランスというふうな言い方にも変えてこられて、だんだん手に届くような感じが出てきたことは、私、この委員会でいろいろ言ってきましたけれども、それに沿ったものだというふうにそれなりに思っています。やはりしっかりと分かりやすいものにしないと、GDP比で国、地方を通じたプライマリーバランスがという、はるか先の雲をつかむような話で、なかなか実感わきませんので、その点については今後とも明示していただくように申し上げておきたいと思っております。

残った時間少しですけれども、「改革と展望」の参考試算について申し上げておきたいと思っております。

ここで、基礎年金の国庫負担割合の引上げというものを、これまで税で賄うという方針で試算されてきたんですが、今度は変えておられるんですね。その点について御説明ください。

○政府参考人（齋藤潤君） お答えいたします。

本年の参考試算におきましては、歳出歳入一体改革の議論が今後本格化することを念頭に置きまして、具体的な内容が決定されていない施策については、あえて特定の仮定を置くことはしておりません。このため、基礎年金の国庫負担の引上げのための財源の在り方についても、現段階で具体策が未決定であることから、あえて特定の仮定を置かず、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支黒字化のために必要となる、全体としての追加的改善努力に含めております。

なお、その追加的改善努力の大きさにつきましては、裁量的経費の削減で表現しているところでございますけれども、これは今後どれだけの追加的な改善努力が必要かについて、できる限り恣意性のない形でお示しするためでございます。実際に追加的改善努力がどういうふうに行われるかということにつきましては、今後の歳出歳入一体改革の中で歳入面を含め詳細に検討されるものと思っております。

以上でございます。

○辻泰弘君 財務大臣と厚生労働大臣にお伺いしておきますけれども、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げは、安定した税制の抜本改革を行った上でやると、この法律、これは守られるんですね。

○国務大臣（谷垣禎一君） 十六年度の年金改正附則の十六条でそのような旨が記されております。

今後、この法律の規定を踏まえて、財源の在り方も含めて検討していくということでご

ざいます。

○国務大臣（川崎二郎君） 今回の予算案の中に、国庫負担割合三分の一、二・五%を加えて三五・八に引き上げる、財務大臣と最終、昨年暮れ、決着をいたしました。二十一年度には二分の一に引き上げるという前提で話し合いを行っているという認識を持っております。

○辻泰弘君 財務大臣に確認します。これは当然義務的経費ですね。

○国務大臣（谷垣禎一君） 義務的経費、義務的経費、法律に決められておりますので、ただ、法律に決められているといいましてもその手だてを講じなければなりませんので、その議論をしていかなければならないという意味でございます。

○辻泰弘君 将来のことですけど、現実にと考えたら、裁量的か義務的経費かといえば義務的経費ですよ。

○国務大臣（谷垣禎一君） 法律でこれだけ出しなさいと、例えばこういう年金に関してはこれだけ払いなさい、こういう社会保障に関してはこれだけ払いなさいと決められているという意味の義務的経費とはちょっと違うと思います。

○辻泰弘君 そしたら、この試算においては義務的経費と裁量的をどう分けているんですか。

○政府参考人（齋藤潤君） 試算におきます裁量的経費というのは、社会保障関係費それから人件費以外でございます。参考試算においてはそのように定義しております。

○辻泰弘君 だから、義務的経費に入っているんでしょう。

○政府参考人（齋藤潤君） 社会保障関係費は義務的経費に入っております。

○辻泰弘君 だから、引上げ経費は義務的経費なんですよ。大臣、どうですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） この義務的経費かどうかっていろんな形で議論されますね。ですから、委員のおっしゃっていることの意味が私、もうひとつとらえられてないのかもしれないかもしれませんが、従来、実際その義務的経費を減らせとか、そういった意味の義務的経費とはちょっと違うんだらうと思っております。

○辻泰弘君 参考試算をちょっと御存じないんだらうと思えますけれども、要はこの今の三分の一から二分の一への引上げの経費は、裁量的経費の削減の努力で賄うんだと、こういう想定に立っているんですよ。だから、義務的経費の部分を裁量的経費のところで見ていることになるんですよ。だから、それがおかしいという意味なんです。

○政府参考人（齋藤潤君） 裁量的経費で賄う形にしましたのは、これは便宜的な仮定でございます。この中身についてはこれから歳出歳入一体改革の中で議論されるというふうに理解しております。

○辻泰弘君 だから、その便宜的というのはおかしくて、十四年度の最初の試算のときからずっと税制改正でやってきたんですよ。見込んできているんですよ、試算ではね。で、こ

の年だけ、十四、十五、十六、十七はずっと税制改正でやると、途中からは消費税、前半は所得税、後半は消費税でやると、こういったことも明示してやってきたんですよ。それなのに、今年になってその財源は裁量的経費の追加的改善努力でやりますよということを言っているのは、これはおかしいじゃないかということなんです。

○国務大臣（谷垣禎一君） これは内閣府の試算でございますから私が答弁するのは適切でないかもしれませんが、一つの仮定の置き方として、裁量的経費の努力でやるというふうに決められたというだけのことでございまして、そのことが今後、先ほどの十六年年金改正の附則にどう影響を及ぼしていくかということは直接関係がございません。

○辻泰弘君 しかし、政府方針がはっきりしてきてですよ、法律で決まっていることを尊重しないで形になっているじゃないですか。

○政府参考人（齋藤潤君） 裁量的経費の形で表現いたしましたのは、これからどれだけ追加的改善努力が必要かというその規模を示すためでございます、これはあくまでも便宜的な仮定でございます。その中身につきましては、歳入面も含めてこれから検討されるというふうに理解しております。

○辻泰弘君 じゃ、去年以前も同じ状態であったのになぜ変えたんですか。

○政府参考人（齋藤潤君） 昨年はまだ歳出歳入一体改革についてはっきりとした方針が決まっておらなかったもので、便宜的に、去年の場合には裁量的経費について項目別にある程度仮定を置いて削減率を想定いたしました。しかし、その後昨年の骨太もありまして、歳出歳入一体改革の方針が決まりましたので、今回はそういう考え方で参考試算を作ったということでございます。

○辻泰弘君 私は、非常にこれは作為的な作り方だと思うんです。ですから、今までの、従来型のやつをしっかりと踏まえた試算を作って、それも併せて提示すべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣（与謝野馨君） 実際の話と歳出歳入一体改革を考えていることと、まあ二通り分けて考えていただきたいと思います。法律では、基礎年金部分の税の投入を二分の一にするということは法律に書いてあるわけでございます。これは、規模も二兆円を超える規模でございますし、これは一時期の財源ではなくて安定的な財源をもって充てなければならないということで、これから谷垣大臣がいろいろ考えなければならないことであります。

〔委員長退席、理事市川一朗君着席〕

で、もう一方では、私どもは歳出歳入一体改革をやるときにどこまでいろいろな支出項目を削減できるかということを考える、そういう中でいろいろな仮定を置いて計算しているわけでございます、そのことと、法律で書いてあって財務大臣が考えなければならないこととは、一応別にお考えをいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 私は、中期経済財政運営のやり方がいいと思っています。ただ、政府が決めた方針はやっぱりしっかりと前提として踏まえないと駄目だと思うんです。

与謝野さんは堅実な前提を基礎としてリアリズムに徹した議論を行っていくとおっしゃっているんですから、そのことをしっかりと貫徹していただくように申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。